

5. 取得に際しての利用目的の通知等（ガイドライン第8条）

5-1. 利用目的の通知・公表

[ガイドライン]

第8条 電気通信事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

（第8条の解説）

- (1) 本条は、電気通信事業者に対して、利用目的を通知・公表させることにより、本人の不安感を緩和するとともに、本人自らが必要な注意を払うための契機を提供することにより、本人の権利利益侵害を予防しようとするものである。
- (2) 「通知」とは、例えば、郵便、電話、電子メール等によって利用目的を知らせることが想定される。「公表」とは、例えば、インターネット上での公表、パンフレットの配布、事業所の窓口等への書面の掲示・備付け等が想定される。

- ① 「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、利用目的が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

○（好ましい事例）

事例5-1 個人情報の取得に際して、次のようにして本人へ利用目的を通知する。

- ・ 利用目的を記載した文書を手交して口頭で説明する。
- ・ 利用目的を記載した文書を電子メール、ファックス等により送信し、又は郵送する。

- ② 「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること（国民一般その他不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいう。ただし、公表にあたっては、利用目的が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

○（好ましい事例）

事例5-2 利用目的を、自社のホームページへの掲載、自社の店舗及び事務所内においてポスター等の掲示、パンフレット等の備え置き及び配布するなどして公表する。

- ③ 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(例)

- 電話帳や職員録等から個人情報を取得した場合
- 個人情報の第三者提供を受けて、個人情報を取得した場合
- 個人情報の取扱いの委託を受けて、個人情報を取得した場合

○ (好ましい事例)

事例5-3 A通信会社は、B通信会社に回線工事の一部を委託し、関係する契約者の個人情報をB通信会社に提供している。A通信会社は、契約者情報を回線工事のために利用すること及び回線工事を委託することに関する事項をプライバシーポリシーに記載し公表している。B通信会社は、そのプライバシーポリシーにおいて、受託している業務に関して取得した個人情報は、当該受託業務のためにのみ利用することを公表し、受託した回線工事の業務だけに当該個人情報を使っている。

5-2. 本人に対しその利用目的を明示

[ガイドライン第8条]

第2項 電気通信事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

(第8条第2項の解説)

(3) 第2項は、契約や調査等のため、書面やコンピュータを用いて直接本人から個人情報を取得する場合には、個人情報を取得した後に利用目的を通知・公表することで足りることとはせず、原則として取得前に本人に対して利用目的を明示するものとするものとするものである。明示の方法としては、契約締結時に契約内容を説明する書面に利用目的を記載し、それを契約締結前に交付して示すことなどが想定される。

同項ただし書は、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合にまで、あらかじめその利用目的を明示するものとすることは合理性に欠けることから、このような場合には、取得前の明示は免除するものである。なお、このような場合には、第1項の規定に従って、取得後速やかにその利用目的を通知・公表するものとする事となる。

「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

○（好ましい事例）

事例5-4 電気通信サービスへの新規契約を受け付ける際に、契約書などに利用目的を明示し、本人に手渡す。利用目的は本人の目にとまりやすい場所に記載する等、本人が実際に利用目的を目にできるよう留意する。

事例5-5 ネットワーク上において個人情報を送信する前にその利用目的が本人の目に留まるよう配慮した配置とする。（同じページに利用目的が記載できない場合でも1回程度の操作で参照できるようにリンクやボタンを設定する。）

5-3. 利用目的の変更の通知・公表

[ガイドライン第8条]

第3項 電気通信事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(第8条第3項の解説)

(4) 第3項は、利用目的を変更した場合にも通知・公表する必要があることを確認的に規定しているものである。なお、この場合の「利用目的の変更」は、第5条第2項に規定する「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」内で行わなければならないことは当然である。

電気通信事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表する必要がある。また、利用目的を変更する場合には、次の点を留意されたい。

- ホームページ等に公表している利用目的については、その利用目的の制定日を付記することが望ましいこと。
- これを変更した場合、変更年月日、変更点等も併せて、公表するか又は問合わせに直ちに答えられるようにしておくことが望ましいこと。
- 利用目的の変更の記録は少なくとも取得個人情報を保存している間は、保持することが望ましいこと。

利用目的変更についての通知・公表の記載例を参考資料1の例1に示す。これは、電気通信事業者が利用目的の一部変更の通知・公表を行うにあたっての参考として示すものである。

○ (好ましい事例)

事例5-6 グループ会社と契約者情報を共同利用することを利用目的に追加した。既存契約者全員に利用目的変更についての同意書を送付し、同意を得た契約者の情報だけを共同利用した。

5-4. 利用目的の通知・公表等の適用除外

[ガイドライン第8条]

第4項 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該電気通信事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。